

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」
(バリアフリー新法) に関連する取組について

令和 6 年 6 月 3 0 日にバリアフリー新法第 9 条の 4 及び 6 に基づきシーサイドラインにおける令和 6 年度「移動等円滑化取組計画書」(別紙) を国土交通大臣に提出しましたので公表します。

※平成 30 年 5 月にバリアフリー法が改正され、公共交通事業者等は、[1]バリアフリーに関するハード・ソフト取組計画の作成・公表 [2]取組状況等の報告・公表を行う制度が創設されました。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000181.html

第1号様式（日本産業規格A列4番）

移動等円滑化取組計画書

令和6年6月30日

住 所 神奈川県横浜市金沢区幸浦二丁目1番地1
事業者名 株式会社横浜シーサイドライン
代表者名 代表取締役社長 猪俣 宏幸

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

金沢シーサイドラインでは、転落防止対策としてホームドアを全駅（14駅）に開業時より整備しています。また、バリアフリー・移動円滑化への取り組みとして2018年度までに12駅がエレベーター、2駅がスロープによる1ルート of 整備を完了していますが、更に利用し易くなるよう関係機関との協議を進めてまいります。旅客トイレについては、設置されている5駅全てに多機能トイレが整備済みです。

また、車両については、既に全ての車両で公共交通移動円滑化基準に適合しています。

これらのことから旅客施設及び車両については特に大きな課題はありません。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

当社においては次の対応を既に実施しておりますが継続的且つ確実に実施していくことが重要ですので、これを継続します。

ア) 無人駅における、乗降補助の申し出に対する迅速且つ確実な対応。

イ) 事前連絡先のホームページでの公表と取組の周知。

ウ) 乗降補助を行う係員への対応方法の教育・訓練。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
全て適合済	・ 全て適合済のため、なし

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
旅客施設及び車両等の点検情報の提供	1. 旅客施設 ・エレベーター設備については、建築基準法第8条及び第12条の規定に基づき、有資格者による法定点検及び定期点検を行い、設備の良好な維持管理を継続します。 2. 車両等 ・乗降口の戸の開閉する側を音声により知らせる設備については、3日に一度の検査を継続します。 ・案内装置については、3か月に一度の検査を継続します。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降補助サービスの提供 人員配置の工夫 高齢者や障害者の接遇に関する有資格者係員の配置	・無人駅において事前連絡または駅インターホンにて乗降補助の申し出については近隣の有人駅の係員が迅速に対応します。 ・市大医学部駅は、病院隣接駅のため旅客支援対象者が多いことから平日の10時～18時の間係員を配置し、旅客支援が行えるような体制を継続します。 ・駅係員の9割程度が高齢者や障害者等の接遇に関する資格（サービス介助士）を有する係員を配置していますが、資格取得の促進ならびに知識等の維持・向上に今後も継続的に取り組みます。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降補助サービスの提供 乗車方法の案内	・乗降補助サービスにあたり、事前連絡用の案内をホームページに掲出し周知を継続します。 ・運賃・乗車方法・各種情報をホームページに掲出し、継続的に周知を図っていきます。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降補助サービスの提供	・乗降補助サービスを行う係員へ、その対応方法の教育を継続的に実施します。
高齢者や障害者の接遇に関する有資格者係員の配置	・高齢者や障害者等の接遇に関する資格（サービス介助士）を当社が全額負担して積極的な資格取得ならびに知識等の維持・向上を継続します。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
高齢者や障害者が利用しやすい環境整備の呼びかけ	声かけ見守り活動のポスターをデジタルサイネージにて掲出、声かけ見守りの案内放送を行い、利用者への広報活動を継続します。 また、係員に対しても定期的に広報活動と啓発活動の重要性の周知を図ります。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」並びに関連する省令及び告示を踏まえ、より高い効果を発現するための取組に繋げるために、各課の連携を更に強化した情報共有を継続します。
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
なし	なし	なし

V 計画書の公表方法

当社ホームページ「バリアフリー情報」へ移動等円滑化取組計画及び報告書を掲載し、公表します。

https://www.seasideline.co.jp/station_guide/barrier_free/

VI その他計画に関連する事項

特になし

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。